

平成 25 年 6 月 27 日	資 料
第 8 回実務担当者による特定健診・ 保健指導等に関するワーキンググループ	2-①

「実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループ」  
における議論の状況等について

【保険者による健診・保健指導等に関する検討会(第 11 回)資料からの抜粋】

- 事務局から、事業主健診データの特定健診様式ファイルでの提供・取得について、①～③の対応を提案した。
  - ① 実施機関から保険者へのデータ提供について、事業主、実施機関及び保険者の間で、データ提供及びその費用について合意する必要があり、交渉を推進できないか。
  - ② 保険者番号及び被保険者証の記号番号の事業主から実施機関への提供について、事業主から実施機関への提供を原則としつつ、予め事業主が合意し保険者が依頼する場合は、被用者が事業主健診を受診する際に被保険者証を持参し、実施機関にて番号を取得することができないか。
  - ③ XML 形式ファイルによるデータ提供について、実施機関が XML ファイルを作成するために必要なサポートを行えないか。
- これに対して、メンバーからは、次のような指摘があった。
  - ・ ①について：特定健診に含まれない検査項目等を保険者へ情報提供することについて、現状は従業員の黙示の同意で足りるとされているが、事業主及び従業員の十分な理解を得ないと提供は事実上進まないのではないか。また、健診機関から保険者への直接の情報提供は健診機関にとってリスクとなるため、事業所を経由した方がよいのではないか。
  - ・ ②について：被保険者証を持参しなかった受診者へどのように対応すべきかなど、実務上の課題についてさらに検討するべきではないか。
- これらの指摘を踏まえ、事業主健診データの特定健診様式ファイルでの提供・取得について、関係者との調整を含め、引き続き検討することとしている。